「いじめ防止 これだけは!」(岐阜県教育委員会)より

中津川市立加子母小学校

いじめをしない!させない!許さない!

いじめの基本認識



いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈いじめ防止対策推進法 第2条 〉

【いじめ解消の定義】

「いじめ」の解消については、少なくても次の2つの要件が満たされている必要がある。①いじめがやんでいる状態が少なくても3ヶ月以上継続している。②被害児童が心身の苦痛を感じていない。



教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る!

そのために…

- 1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
- 2. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。



【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、子ども同 士の「絆」づくりを!
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを!

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を!
- ◎正確な事実確認を!

【保護者との連携】

◎児童生徒の幸せにつながる信頼関係を!

【関係諸機関との連携】

◎警察や子ども相談センター等と必要に応じた連携を!

< 「いじめ」指導への基本的な考え方>

- □人間ならば必ず「いじめの芽」を持っている。私たちの心にもある。その芽は自分との違いや自分の知らないことやものに対する不安、そこから生まれる攻撃性、または自分が攻撃されていると感じたときの防衛本能など自分の生命の危険や母性本能などからくる本能的な営み、自分を自分の意思のままに動かせる支配欲など、すべての人間が持つ心から生まれるものである。
- 口いじめは本能であるととらえる。だから誰にでもある。ただ、その本能をコントロールできる「理性」を持っているのも人間である。自分の中にある本能と理性、そのせめぎ合いを見つめ、目をそらさない。そして、「理性=他者を思う心」が「本能=自分を守る心」をコントロールできる児童生徒を育てることがいじめの指導となる。